

平成23年1月26日

施設使用料設定基準(案)に関する意見書

大津市長 目片 信 様

大津市行政改革推進委員会
委員長 磯部 和夫

大津市において作成された「施設使用料設定基準(案)」について、当委員会では施設使用料の現状と課題を把握するとともに、近隣他都市の状況等の具体的な資料に基づき、協議、検討を重ねてきました。

施設使用料は市民生活に関わりが深く、市民の関心が高い事項であり、施設使用料設定基準の必要性を改めて認識したうえで、当委員会の意見を次のとおり取りまとめたので提出します。

今後、施設使用料設定基準の策定にあたっては、当委員会の意見を十分に検討し、可能な限り反映していただくよう期待します。

【委員会意見項目】

I 基本的な考え方について

1. 使用料設定基準の必要性について

- ① 使用料の基本的な考え方を整理し、「負担の公平性」、「透明性の確保」を目的として、統一的な基準である施設使用料設定基準を策定することにより、使用料設定の適正化、施設間の均衡が図られるものであると考えます。
- ② 施設使用料を負担することにより、利用者を含め、市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという意識の醸成を図る観点からも、施設使用料設定基準を策定することは、非常に重要であると考えます。

2. 使用料算定の基本方針

(1) 使用料算定方法の明確化、使用料算定方式について

施設にかかるコストはその利用者が負担するという受益者負担の考え方にに基づき、利用者が負担する部分と税で負担する部分を明確にし、市民に分かりやすく、理解と納得が得られる統一した使用料の算定方式を確立すべきであると考えます。

しかし、観光関連施設等のように特に民間施設等の状況を踏まえ、使用料を設定する必要がある施設については、各々の施設に応じた使用料設定が可能となるよう算定方式を検討すべきであると考えます。

(2) 市民への周知について

使用料の算定方式を広く市民に公表することは、市民が施設の維持管理にかかるコストを認識するとともに、税負担の適正性を確認し、利用者自身が負担する使用料の算定根拠を知るうえで、重要なことであると考えます。

また、使用料が改定となる場合は、十分な周知期間を設けたうえで、改定となる施設と料金体系について、広報、ホームページ、施設の窓口等で市民へ周知を図り、円滑に新料金体系へ移行できるよう努めるべきであると考えます。

3. 使用料設定基準の対象施設

(1) 独立採算をを目指すべき施設について

施設使用料設定基準において対象外とされている「独立採算をを目指すべき施設」については、民間事業者に委ねるという考え方が必要であると考えます。

Ⅱ 原価の算定について

1. 原価の考え方

(1) 借地代、維持補修費、減価償却費について

使用料の算定の基礎となる原価については、利用者に理解されるものでなくてはならないと考え、日常的な利用に伴い施設の維持管理に要する費用等の経常経費のみを利用者負担とすべきであると考えます。

したがって、土地の取得に要する費用をはじめ、借地代、減価償却費、維持補修費については、市民全体で税負担することとし、「原価に算定しない費用」として取り扱うべきであると考えます。

(2) 経費削減に向けた取り組みについて

使用料の算定については、人件費や管理運営費がその基礎となるため、各々の施設

の適正な職員配置と業務の見直し等の経費削減に努め、利用者への負担の増加を最小限に抑制したうえで、利用者に負担を求めるべきであると考えます。

2. 原価の算定方法

(1) 人件費の取り扱いについて

正規職員、臨時職員など、職員の配置状況の違いによって、類似施設間での使用料の格差や同一施設でも使用料に変動が生じることとなるため、人件費単価を統一するなど検討が必要であると考えます。

(2) 職員数について

施設に設置される職員数は使用料の算定の基礎となるため、職員の適正配置に努めることはもちろんのことであるが、職員数の捉え方により使用料が変動することのないよう、客観性があり市民に分かりやすい方法で算定すべきであると考えます。

Ⅲ 施設の性質別分類と負担割合の設定について

1. 性質別分類と受益者負担割合について

性質別分類と受益者負担割合の考え方については、妥当であると考えます。ただし、行政が提供するサービスは、多種多様であり、類型ごとに設定された一律の受益者負担割合で、使用料を設定することは、困難であると想定されます。受益者負担割合が100%の施設についても、市が運営していく意義が各々の施設にあることから、90%として設定しても良いと考えます。

そのため、サービスを性質別に分類するとともに、施設の設置経緯、政策的意図等についても考慮するなど、市民から理解を得られるような受益者負担割合の設定方法とすべきであると考えます。

Ⅳ 使用料の算定について

1. 個人利用の施設の算定方法について

施設において利用実績（入場者数等）の向上に努めることは当然のことであるが、利用実績により使用料を算定すると、利用実績が減少した場合に使用料が上がることとなるため、利用実績の増減により使用料が変動することのない算定方法とすべきである。

V その他考慮すべき事項について

1. 平日・昼間等の料金設定について

休日・夜間等に施設の利用が集中し、平日・昼間等との利用状況や稼働率に大きな差が生じる施設については、より多くの市民に利用していただくため、利用者の分散化や稼働率の向上が図れるような料金体系とすべきであると考えます。

2. 市外利用者の料金設定について

本来、市が提供するサービスの恩恵は、市民が優先して受けられるべきであり、「負担の公平性」「市民優遇」の観点から、市外利用者については、割増料金を設定すべきであると考えます。

3. 類似（同一目的）施設の施設間調整について

類似（同一目的）施設の施設間調整において、設備の充実度、建物の老朽度に格差がある場合は、各々の施設に対する利用者の快適性や満足度などが異なることから、それらを考慮した料金設定についても、検討していく必要があると考えます。